

○環境省令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

環境大臣 伊藤信太郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年<sup>総</sup>理府<sup>通商産業省</sup>令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表第二（第九条の三関係）

備考 (略)	(略)	有害物質の種類	基準値
	六価クロム化合物	(略)	
	(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・〇二ミリグラム	

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第九条の三関係）

備考 (略)	(略)	有害物質の種類	基準値
	六価クロム化合物	(略)	
	(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・〇五ミリグラム	

別表第二（第一条関係）		備考 (略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	有害物質の種類	別表第一（第一条関係）	改正後
			(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・二ミリグラム	(略)			
項目	許容限度							
別表第二（第一条関係）		備考 (略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	有害物質の種類	別表第一（第一条関係）	改正前
			(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・五ミリグラム	(略)			
項目	許容限度							

備考 (略)	大腸菌数 (単位 一ミリリットルに つきコロニー形成単位) (略)	(略)
	日間平均八〇〇	(略)
備考 (略)	大腸菌群数 (単位 一立方センチメー トルにつき個) (略)	(略)
	日間平均三、〇〇〇	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場

(水質汚濁防止法(以下「法」という。))第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)  
から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。))の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。))は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。))第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。))を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号

（別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （単位 一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	〇・五
<p>備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。</p>		